平成２６年（フ）第１９７号
堺市堺区五月町３－６ドミールタチバナ五月町Ⅱ－101号
破産者　株式会社夢創舎
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
神戸市兵庫区駅南通１丁目２番３号
破産者　株式会社三宅商会
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２４号
神戸市兵庫区駅南通１丁目２番３号
破産者　有限会社シーダーメイト
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５号
兵庫県姫路市保城88番地
破産者　有限会社マーチ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０号
奈良市北之庄西町２丁目８番地の13中尾事務所101
破産者　株式会社やまと屋本舗
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
破産者　株式会社カントリーフーズ
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
茨城県稲敷市沼田2713番地の54
破産者　有限会社オールイ住建
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１０号
東京都町田市常盤町2945番地１メゾン・パルテールⅢ103
破産者　川原　史枝
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０４号
愛知県岡崎市上里１丁目５番地45
破産者　共和住宅有限会社
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
愛知県豊川市東名町２丁目105番地１
破産者　株式会社ノボ
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市下箕田４丁目13番１号
破産者　成本　昌弘
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７５号
三重県亀山市本町１丁目３番21号
破産者　特定非営利活動法人高齢者の自立した生活を支える会ウイズ・シニア
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６４８号
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28番地
破産者　株式会社宮商
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
宮崎市千草町５番11号　ＮＭ1319ビル４Ｆ
破産者　株式会社リード・ウィル
1　決定年月日　平成26年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８９５号
福岡市東区多の津５丁目４番５―504号
破産者　椎野　藏人
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８９６号
福岡市東区多の津５丁目４番５―504号
破産者　椎野トモ子
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７７０号
福岡市東区和白丘２丁目23番30号
破産者　占部　健次
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２４５号
福岡県古賀市青柳1181―１ヴィラ清水Ⅱ310号
破産者　守田　道子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１号
福岡県太宰府市青山４丁目７番１号
破産者　小林　真紀
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０２号
福岡県大野城市東大利１丁目10―６　第２リバーサイド・シブタ207号室、住民票上の住所福岡県大野城市中１丁目５番36号　コートビレッジ赤坂102号
破産者　藤井　英紀
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２９号
福岡市博多区吉塚２丁目１番６―505号
破産者　谷川美江子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部